


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市高齢者住宅改修給付事業実施要綱を廃止する訓令について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
<p>この要綱は、予防給付としての手すりの設置や住宅設備改修給付としての浴槽取替えなどを主な内容として定めるが、実績の大部分を占める浴槽取替えは、介護保険に基づく住宅改修でも対応が可能のため、本件要綱を廃止するものである。</p> <p>(1) 主な内容 本件要綱は廃止する</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 高齢者福祉に関する事務事業を整理するものである。なお、浴槽取替えは、介護保険に基づく住宅改修でも対応が可能のため、廃止による影響は限定的である。</p>				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
<p>令和2年12月 行政改革推進本部において本件予算措置の見送り 令和3年3月 文書課事前審査済み。</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
特になし				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
庁議報告後、速やかに廃止手続を進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。